

京都市訓令甲第 5 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年7月21日

京都市長 門 川 大 作

別表第2農林振興室長の項に次の1号を加える。

(2) 産業観光局の所管に属する市有林から生じる伐採木の不用の決定及び売却決定に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)